海事記念館
郷土館
太田屯田開拓記念館

活動報告

令和３年度（2021 年度）

目次

Ⅰ　施設の概要・・・

Ⅰ.施設の概要

1.厚岸町海事記念館

所在地　〒088-1151 北海道厚岸郡厚岸町真栄 3 丁目 4 番地

電話　0153-52-4040

Fax　0153-52-4040

ホームページアドレス

メールアドレス　k-kaiji@akkeshi-town.jp

建設工事　着工/昭和 63 年、完成/昭和 63 年 3 月

建物構造　鉄筋コンクリート造 2 階建

総工費　494,540 千円

敷地面積　2,723 ㎡

建物面積　1,493 ㎡

展示室床面積　海事常設展示 516 ㎡、科学常設展示 203 ㎡、特別展示室 78 ㎡
プラネタリウムドーム 79 ㎡

開館時間　午前 9 時～午後 5 時

休館日　月曜日（月曜日が国民の休日の場合は翌日）・国民の休日の翌日・年末年始

入館料　無料

交通　・JR花咲線厚岸駅下車　徒歩 10 分
・釧路空港から車で約 70 分

施設設備　エレベーター　1基
車椅子　2台

2.厚岸町郷土館

所在地　〒　北海道厚岸郡厚岸町湾月 1 丁目 2 番地

電話　0153-52-3794

建設工事　着工/昭和 41 年、完成/昭和 42 年

建物構造　鉄筋ブロック造 1 階

総工費　5,380 千円

建物面積　180 ㎡

開館時間　午前 9 時～午後 4 時

休館日　月曜日（月曜日が国民の休日の場合は翌日）・国民の休日の翌日・年末年始

（冬期休館：11 月 16 日～翌年 4 月 15 日）

入館料　無料

交通　JR 花咲線厚岸駅から車で 10 分

3.太田屯田開拓記念館

所在地　〒088-1151 北海道厚岸郡厚岸町太田5の通り 23 番地1

電話　0153-52-3599

建設工事　着工/平成 2 年 4 月、完成 3 年 3 月

建物構造

総工費　75,415 千円

建物面積　307.70 ㎡

開館時間　午前 9 時～午後 4 時

休館日　月曜日(月曜日が国民の休日の場合は翌日)・国民の休日の翌日・年末年始

（冬期休館:11 月 16 日～翌年 4 月 15 日）

入館料　無料

交通　JR 花咲線厚岸駅から車で 15 分

Ⅱ.資料の受け入れ

(1)寄贈資料

①古野竹志氏ほか2名

北海道内の化石資料 10 点(4/8 受領)

②長崎真氏

大正期の土地実測図・軌道敷設予算内訳書ほか18点(4/13 受領)

③厚岸町役場水道課

16mm フィルム1点(4/16 受領)

④大島研志氏

真龍尋常高等小学校高等科関連資料等19点(4/24 受領)

⑤戸田恭司氏(釧路市立博物館)

イクパスイ1点・昭和年間の写真(旧厚岸町役場前集合写真)2点(8/13 受領)

⑥室﨑正之氏

巻寸尺1点・書籍(「昭和維新更生史」)1点(12/9 受領)

⑦奥泉明氏

艚(ミニチュア)1点・櫂(ミニチュア)1点(12/23 受領)

⑧山田浩司氏(北海道旅客鉄道株式会社執行役員釧路支社長)

JR花咲線 糸魚沢駅構内の設置物8点(2/25 受領)

⑨石川孝織氏(釧路市立博物館)

JR花咲線 切符(糸魚沢駅から厚岸駅)(3/11 受領)

⑩中畑学氏

糸魚沢駅ノート 5点(3/11 受領)

⑪笹義之氏

切符(糸魚沢駅最終営業日)(3/11 受領)

(2)受贈図書資料(発行機関 50 音順)

旭川市科学館

旭川市科学館研究報告　第 16 号

旭川市博物館

旭川市博物館研究報告　第 27 号

厚岸町

新厚岸町史　通史編　第 2 巻

池谷和信

ビーズ　つなぐ　かざる　みせる

いしかり砂丘の風資料館

いしかり砂丘の風資料館紀要　第 11 集

一般財団法人北海道文化財保護協会

北海道の文化　Vol.93

浦幌町立博物館

浦幌町立博物館紀要　第 21 号

江別市教育委員会郷土資料館

江別市文化財調査報告書　高砂遺跡(24)

恵庭市教育委員会

恵庭市内遺跡発掘調査等報告書　5

えりも町郷土資料館

えりも町郷土資料館調査研究報告　えりも研究　第 18 号

えりも町郷土資料館ほろいずみ令和2年度(2020 年度)活動報告書

小樽市総合博物館

小樽市総合博物館紀要　第 35 号

帯広大谷短期大学

帯広大谷短期大学紀要　第 58 号

帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要　第 8 号

帯広百年記念館

帯広百年記念館紀要　第 39 号

上士幌町教育委員会

上士幌町埋蔵文化財調査報告　第4冊

環境省自然環境局生物多様性センター

モニタリングサイト 1000　小島嶼(海鳥)調査 2004-2018 年度とりまとめ報告書

観光学会事務局

観光と考古学　創刊号

観光と考古学　第2号

釧路公立大学

釧路公立大学紀要　社会科学研究　第 34 号

釧路公立大学紀要　人文･自然科学研究　第 34 号

釧路公立大学地域研究　第 30 号

釧路市動物園

ふれあい　No.154

釧路市立博物館

釧路市立博物館解説シリーズ　春採湖(改訂新版)

釧路市立博物館報 No.426～427

釧路市立博物館紀要　第 39 輯

公益社団法人日本文化財保護協会

飛天

紀要

公益財団法人アイヌ民族文化財団

アイヌ関連総合研究等助成事業研究報告　第 21 号

第 24 回アイヌ語弁論大会〔イタカンロー〕報告書

令和3年度「アイヌ語ラジオ講座」テキスト

令和3年度「アイヌ民族～歴史と文化」

公益財団法人北海道環境財団

北海道環境財団 2020 年度活動報告書

公益財団法人北海道埋蔵文化財センター

重要遺跡調査報告書　第 17 集

発掘調査報告書　第 366 集～371 集

北海道立埋蔵文化財センター年報　22

調査年報　34

国立アイヌ民族博物館

アヌアヌ　No.004～No.007

国立アイヌ民族博物館　ゴールデンカムイ トゥラノ　アプカシアン

国立アイヌ民族博物館第3回特別展示　国立民俗学博物館巡回展　ビーズ　アイヌモシリから世界へ

国立アイヌ民族博物館におけるアイヌ資料調査報告書　浦河町立郷土博物館所蔵資料目録

国立研究開発法人産業技術総合研究所

活断層・古地震研究報告　第 20 号

国立歴史民俗博物館

国立歴史民俗博物館要覧 2021

国立歴史民俗博物館研究報告　第 223 集～232 集

鯨絵のイマジネーション

学びの歴史像−わたりあう近代−

札幌市埋蔵文化財センター

市内遺跡発掘調査報告書13　令和2年度報告書

佐藤圭樹

北海道遺産完全ガイド

様似町教育委員会

様似郷土館紀要　第3号

沙流川歴史館

沙流川歴史館年報　第 22 号

標茶町博物館

標茶町博物館紀要　第2号

白老町教育委員会

史跡白老仙台藩陣屋跡保存活用計画

仙台藩白老元陣屋資料館

白老元陣屋を描いた絵図面

斜里町立知床博物館

サケの長い旅

知床博物館研究報告　第 42 集～第 44 集

全国史跡整備市町村協議会

全史協会報

高嶋弘志

古文書に見る近代の釧路地方　釧路叢書第 40 巻

伊達市噴火湾文化研究所

Newsletter【噴火湾文化】 第 15 号

千歳市教育委員会

史跡キウス周堤墓群基本整備計画

千歳市文化財調査報告書 45　ホロカケネフチ 16 遺跡

東京農業大学産業経営学会

北海道のミンク養殖業の形成と消滅までの過程−網走地域を中心に−

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

埋蔵文化財ニュース　182～186

苫小牧市美術博物館

苫小牧市美術博物館年報　第 7 号

苫小牧市美術博物館紀要　第 6 号

美術博物館だより　No.8

日本福音ルーテル帯広教会記念誌編集委員会

浦幌町立博物館企画展図録　信仰の灯は永遠に

根室市歴史と自然の資料館

根室市歴史と自然の資料館紀要　第 33 号

くるまいし　No.36

ひがし大雪自然館

上士幌町ひがし大雪博物館の図録　第2展示室下巻　−大雪山の昆虫−

ひがし大雪自然館研究報告　第8号

美幌町教育委員会

美幌町埋蔵文化財各種開発確認調査報告書

美幌博物館

せせらぎ公園花のMAP

美幌博物館研究報告　第 28 号

美幌博物館報

2020 年博物館講座

平取町教育委員会

シシリムカ文化財だより No.10～No.13

平取町立二風谷アイヌ文化博物館

2019 年度平取町立二風谷アイヌ文化博物館年報

府中郷土の森博物館

あるむぜお

府中市郷土の森博物館だより 136

文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門

埋蔵文化財関係統計資料

北網圏北見文化センター

北見博物館研究報告 第3号

北海道・北東北の縄文遺跡群を旅するガイド制作委員会

北海道・北東北の縄文遺跡群を旅するガイド

北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

北海道の縄文遺跡～北海道の縄文時代と世界遺産を学ぼう～（小学生用）

北海道の縄文遺跡～北海道の縄文時代と世界遺産を学ぼう～（中学生用）

北海道の縄文遺跡～北海道の縄文時代と世界遺産を学ぼう～（高校生用）

北海道屯田倶楽部

屯田 第 69 号・第 70 号

北海道博物館

あっちこっち湿地～自然と歴史をめぐる旅～

アイヌのくらし－時代・地域・さまざまな姿

北海道博物館研究紀要 第7号

北海道博物館要覧－第2期中期目標・計画期実績報告書1－

北海道のニシン漁と青山家 旧青山家漁家住宅の魅力

森のちゃれんがニュース 2021 秋号・冬号

北海道博物館アイヌ民族文化研究センター

北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第7号

北海道博物館協会

道博協ニュース 第 128 号

北海道博物館協会加盟館園等状況

第 59 号北海道博物館協会大会資料

北海道文化財保護協会

文化情報 384

北海道立釧路芸術館

北海道立釧路芸術館 事業記録 2013-2017

北海道立釧路芸術館・北海道立近代美術館

日本画家 羽生輝－悠久の岬を望む

北海道立北方民族博物館

北海道立北方民族博物館研究紀要 第 30 号

北海道立北方民族博物館資料目録 16

北海道立北方民族博物館第 36 回特別展図録 トナカイと暮らす－タイガの遊牧民たち

令和2年度年報

北海道立埋蔵文化財センター

北海道立埋蔵文化財センター重要遺跡確認調査報告書 第 16 集

北海道立文書館

赤れんが 第 56 号

湧別町教育委員会

北海道指定史跡シブノツナイ竪穴住居跡発掘調査概要報告書（2021 年度）

余市町教育委員会

余市町登町 10 遺跡

Ⅲ.博物館の事業

1.海事記念館特別展等事業

・パネル巡回展「潜水調査船がみた深海生物」　展示期間:4 月 24 日～5月 23 日

全国科学館連携協議会の巡回展示物等貸与支援事業を活用し、加盟館として連携促進を図るとともに、町民の学習機会の促進をはかった。





・海事記念館町民ギャラリー　展示期間:6月 19 日～7 月 6 日

町内在住の郷土史家の宮川佳治氏(故人)のご家族が、厚岸小学校に寄贈した写真(全 25 点)に学芸員が解説を付して展示した。

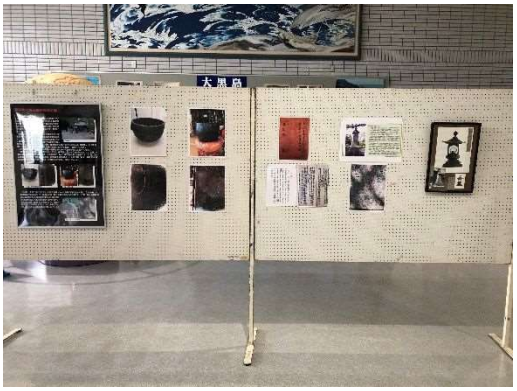




・巡回展「又十藤野家 蝦夷地・北海道での足跡を探る」 展示期間:7 月 19 日～8 月 29 日

幕末に斜里・根室・国後・エトロフなどをおさめ、近代に入っても道内各地の開発に大きく貢献した場所請負人・藤野喜兵衛についての展示を行った(道内博物館連携事業)。





・海洋科学探査船「タラ号」展～海洋プラスチック汚染問題を学ぼう～

展示期間：9月4日～10 月3日

世界中の海を航海し調査しているフランスの海洋科学探査船「タラ号」が調査した内容のパネル 14 枚（Tara Ocean 財団　日本事務局作成）を展示した。（ぬり絵4種類設置）。





・海の作品展　　展示期間：9月 11 日～10 月3日

夏休み期間中に町内の小学生が作った海に関する作品を展示した。





・「宇宙の日」作品展　　展示期間：10 月 3 日～10 月 31 日、表彰式：12 月 16 日

青少年を中心とする一般の方々に広く宇宙及び宇宙開発について、興味・関心と理解を深める目的として実施した。

絵画の部（小学生 37 点）、作文の部（小学生 16 点）





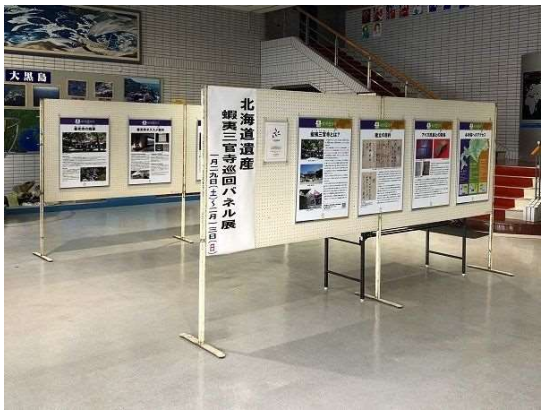
・パネル巡回展「日本の宇宙科学」　展示期間：11月 6 日～12 月 12 日

全国科学館連携協議会の巡回展示物等貸与支援事業を活用し、加盟館として連携促進を図るとともに、町民の学習機会の促進をはかった。




・北海道遺産・蝦夷三官寺パネル巡回展　展示期間：1月 29 日～2月 13 日

平成 30 年に北海道遺産に選定された蝦夷三官寺に関する展示（主催：蝦夷三官寺みらいネットワーク）。





・学校授業支援企画展「なつかしの道具たち」　展示期間：1月 29 日～3月6日

昔使われていた道具（収蔵資料）を展示し、町内の小学校の学習プランに合わせて展示解説を行った。




・特別展「文化庁記念物 100 年パネル展」　展示期間:2 月 19 日～3 月 13 日

「国民の宝」「地域の宝」である日本全国の記念物をパネルで紹介した(文化庁主催)。





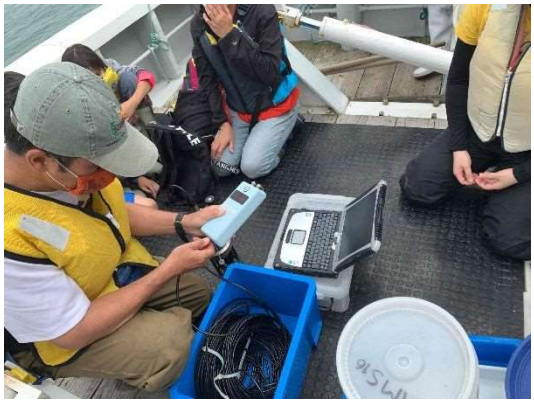
.

2.文化財関連事業

・第 31 回大黒島海鳥繁殖地観察会　実施日：8 月 7 日　参加者：8名

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター厚岸臨海実験所との共催事業として、同実験所長仲岡氏を講師に招き、厚岸町南部にある離島の大黒島へ海鳥等の生物の観測、藻類の観察を行った。





・古文書教室「正行寺文書を読む」　実施日：11 月 20 日　参加者：9 名

平成16年から毎年行っている事業で、元厚岸町海事記念館学芸員の熊﨑農夫博氏を講師に招き、国の重要文化財である正行寺本堂に関する文書の読解を行った。





・古文書教室（北海道立文書館と共催）　実施日：2 月 23 日　参加者：10 名

北海道立文書館職員と海事記念館学芸員によって、一般的な古文書の読解方法や佐賀藩領期の厚岸にまつわる文書の読解を行った。





・学芸員の歴史教室　実施日：3 月 19 日　参加者：17 名

海事記念館学芸員が日頃行っている研究・調査結果を発表。今年度は小田島学芸員が町内にある史跡の「神岩チャシ跡及び竪穴群」についての発表を行った。





・お出かけ先生　実施日：4月 27 日、12月7日・8日

住民の要望により海事記念館学芸員が出向き歴史等の学習会を実施。

①真龍小学校6年生を対象に、厚岸町と友好都市である山形県村山市についての授業を実施。

②道の駅ターミナル・コンキリエにて木下成太郎についての発表（中小企業同友会主催）。

③厚岸小学校4年生を対象にアイヌ文化についての授業を実施。

・厚岸かぐら支援　実施日：12 月 15 日、1月5日、1月 28 日、2月1・4・8・9日

厚岸小学校4年生及び伝承校となっている真龍小学校 3 年生に対して、厚岸かぐらの歴史や舞についての指導を、厚岸かぐら同好会の方々の協力のもと行った。

また、厚岸町成人式において厚岸かぐら同好会が舞を披露する場においての協力を行った。





・文化財に関する授業支援・講師派遣

町内小中学校などに対する授業支援や講師派遣の要請に応え、海事記念館学芸員が地域の歴史や文化財について授業、解説を行った。

①海事記念館

4/9(新規採用職員研修)、6/25(中標津町立丸山小学校)、7/8(釧路養護学校)、7/15(民間ツアー)、7/16(標津町立川北小学校)、7/20(弟子屈町立弟子屈小学校)、7/27(阿寒シルバー大学)、8/25(釧路市立青葉小学校)、10/7(別海町立上風連中学校)、10/8(根室落石中学校)、10/14(釧路市立美原小学校・標津町立標津中学校・厚岸町立厚岸中学校)、10/21(釧路市立光陽小学校・中標津町立中標津東小学校)、10/26(釧路市立鳥取西小学校・根室市立光洋中学校)、11/2(根室市立落石小学校)、11/5(厚岸町立太田小学校)

②郷土館

7/8(町政 120 周年記念事業)、7/10(釧路学教養講座)、7/15(民間ツアー)、8/25(釧路市立青葉小学校)、11/5(厚岸町立厚岸小学校)

③太田屯田開拓記念館

6/18(厚岸町立太田小学校)、7/10(釧路学教養講座)、11/11(真龍小学校)

④史跡国泰寺跡

7/8(町政 120 周年記念事業)、7/15(民間ツアー)、8/30・31(民間ツアー)、10/31(民間ツアー)

⑤正行寺本堂

10/5(民間団体)

⑥太田屯田兵屋

6/18(厚岸町立太田小学校)

3.科学館事業

3-1.プラネタリウム投映時間（括弧内は投映曜日）

平日

14:30～ 全天周番組「ユニバース～宇宙へ～」（火・木）
全天周番組「手ぶくろを買いに」（水・金）

15:30～ 海事記念館オリジナル番組（通常）（水・金） ※季節ごとに作成
海事記念館オリジナル番組（通常＋アイヌ民族星ものがたり）（火・木） ※季節ごとに作成

休日・祝日

11:00～ 海事記念館オリジナル番組（低学年・幼児向け） ※季節ごとに作成

13:30～ 全天周番組「カムイからの教え～漁を伝える曳き網の星」 ※海事記念館オリジナル番組

14:30～ 全天周番組「ユニバース～宇宙へ～」（土）
全天周番組「手ぶくろを買いに」（日・祝）

15:30～ 海事記念館オリジナル番組（通常）（日・祝）※季節ごとに作成
海事記念館オリジナル番組（通常＋アイヌの星ものがたり）（土） ※季節ごとに作成

3-2.通常投映番組

海事記念館のプラネタリウムでは季節ごとに番組を作成し、投映している。また、令和2年度からは全天周投映システムを導入し、通年で投映する番組を投映している。

・春番組

期　間：令和3年3月2日～5月 30 日

番組名：「春の空の道しるべ北斗七星」（ナレーション：鳥居順絵氏（ボランティア））
「いのちの女神　おとめ座」（低学年向け）（ナレーション：読み聞かせサークル「ちいさな絵本箱」）

・夏番組

期　間：令和3年 6 月 1 日～8 月 31 日

番組名：「夏の夜空と天の川」（ナレーション：車塚花瑠香氏（町内在住高校生、ボランティア））
「夏の星座と七夕物語（幼児向け番組）」（ナレーション：読み聞かせサークル「小さな絵本箱」）
「アイヌ民族星物語（夏）」

・秋番組

期　間：令和3年9月1日～11 月 30 日

番組名：「秋の夜長に星を見上げて」（ナレーション：鈴木妃里氏（町内在住高校生、ボランティア））
「アイヌ民族星物語（秋）」

・冬番組

期　間：令和3年 12 月 1 日～令和4年 2 月 28 日

番組名：「華やかな光を放つ冬の星（ナレーション：鈴木妃里氏（町内在住高校生、ボランティア））

「冬の大三角とふたご座のお話」（ナレーション：川崎優子氏（ボランティア）、川崎史織氏（厚岸小学校 5 年生）、読み聞かせサークル「小さな絵本箱」（ボランティア））

・春番組

期　間：令和4年 3 月 1 日～5 月 31 日

番組名：「春の夜空のはてなマーク」（ナレーション：運上亜沙美氏（ボランティア）

「いのちの女神「おとめ座」（低学年向け番組）（川崎優子氏、川崎史織氏（ボランティア）、読み聞かせサークル「小さな絵本箱」）

3-3.学習投映

通常投映番組のほかに、小中学校の学習要領に合わせたプラネタリウム投映も随時実施している。

・7月 20 日（厚岸小学校 4 年生 20 名）

・11 月 26 日（太田中学校　2名）

・12 月 21 日（厚岸小学校 4 年生 21 名）

3-4.夜間投映

プラネタリウム番組を広く認知してもらうため、1 ヶ月に 1・2 回程度、平日の夜間に番組を投映している。

4月（4回）：　48名
5月（1回）：　7名
7月（2回）：　36名
8月（1回）：　17名
10 月（2回）：　26名
11 月（2回）：　33名
12 月（2回）：　15 名
1月（2回）：　8名
2月（2回）：　18名
3月（2回）：　17名

3-5.その他の科学館事業

・星に願いを

実施日：8 月 6 日　参加者 17 名

夜間投映終了後に、町民から募った七夕メッセージにイラスト等を付加し投映を行った。





・ほしぞら教室

実施日：11 月 10 日　参加者：58名

太田小学校グラウンドで釧路市こども遊学館の移動天文車「カシオペア号」と職員による天文解説を交え、星雲や恒星を観察した。





・熟睡プラ寝たリウム

実施日：11 月 23 日　参加者：27 名

勤労感謝の日に、プラネタリウムの星空を鑑賞しながら日頃の疲れを癒やす目的で日本プラ寝たリウム学会との共催で全国一斉に実施した。

・オーロラ映像上映会

実施日：12 月 10 日、12 月 11 日　参加者：138 名

オーロラメッセンジャー中垣氏を講師に招き、世界各地で撮影したオーロラを含む大自然の映像をプラネタリウム室で中学生の学習と町民向けに投映。



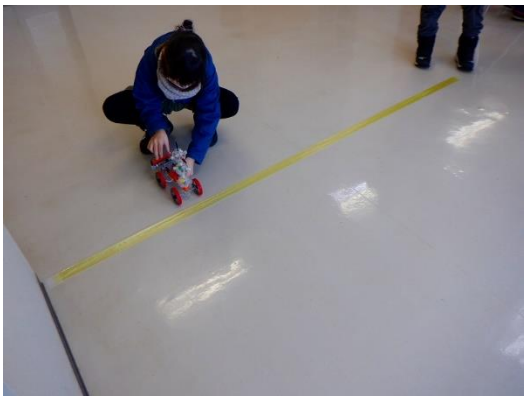


・わくわく科学実験教室

実施日：1 月 13 日、1 月 14 日　参加者：9名

研究機関や加盟館と連携し、科学実験教材を借り受け実験を行うことで、想像力を高めるとともに、科学に関する知識の普及を図る目的として実施した。令和3年度は、全国科学館連携協議会との共催により「ブロックのレーシングカー」を組立て、ギアによる回転数やトルクの変化を学んだ。





・海事記念館探検クイズ

館内において展示物や海に関するクイズをテーマ毎に出題

（春） 4 月 6 日～ 6 月 30 日「海について知ろう！」　18名

（夏） 7 月 2 日～ 9 月 30 日「化石について知ろう！」　33名

（秋）10 月1日～12 月 30 日「エネルギーについて知ろう！」　5名

（冬） 1 月 6 日～ 3 月 31 日「星と月について知ろう！」　7名

・海事記念館こどもクラブ

海事及び科学教育を通して交流を図るとともに、地域に根ざした活動の中で、自分にできることに自ら取り組むことのできる心や、仲間と協力することの大切さを学ぶ目的から通年で実施している。小学生4年生～6年生を対象。

第１回 5月15日（土） オリエンテーション 参加者 11 名

職員・会員の顔合わせも含めアイスブレイクを実施。レクリエーション実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止し、代替としてプラネタリウムを鑑賞した。





第２回 7月18日（日）カヌー体験と水辺の生物観察 参加者6名

カヌーに乗り、別寒辺牛川の川底を網ですくい、川に棲む生物の観察を行った。





第３回　10月30日（土）文化財探訪　参加者3名

町内の歴史及び文化財に興味を持ってもらう目的として、郷土館・国泰寺を見学した。





第４回　11月10日（火）ほしぞら教室　参加者9名

釧路市こども遊学館職員による星座解説、移動天文車「カシオペヤ号」搭載の屈折望遠鏡及び天体望遠鏡により秋の星空を観察した

第５回　12月11日（土）オーロラ上映鑑賞　参加者4名

オーロラメッセンジャー中垣氏を講師に招き、世界各地で撮影したオーロラを含む大自然の映像を鑑賞した。

第６回　１月13日（土）科学実験教室　参加者５名

令和3年度は、全国科学館連携協議会との共催により「ブロックのレーシングカー」を組立て、ギアによる回転数やトルクの変化を学んだ。

第７回　3月5日（土）バスボムづくり　参加者９名

重曹・クエン酸・片栗粉を混ぜて炭酸ガスが発生する化学反応を体験し、オリジナルのバスボムを作成した。





Ⅳ.出版・広報活動

〇海事記念館通信（年 4 回発行）

各種事業や施設のお知らせについて、広報あっけしに掲載

〇ホームページ及び SNS の発信

各種事業や天文情報、施設のお知らせについて、海事記念館ホームページや SNS(Facebook・Twitter)で発信

Ⅴ.博物館日誌(抄)

海事記念館

4月1日(木)厚岸町職員辞令交付式。

4月 10 日(金)新規採用職員研修(10 名)。解説(菅原係長)。

4月 13 日(火)寄贈資料受領(釧路市、菅原係長・小田島学芸員)。

4月 15 日(木)郷土館・太田屯田開拓記念館管理人説明会(菅原係長、小田島学芸員)。

4月 21 日(木)プラネタリウム夜間投影(25 名)。

4月 23 日(金)プラネタリウムオリジナル番組先行上映会(文化財専門委員3名)。

4月 27 日(火)真龍小学校出前授業(菅原係長・小田島学芸員)。

4月 28 日(水)環境基本研修受講(小田島学芸員・土肥主事・塚田主事)。

神岩チャシ跡測量調査について打ち合わせ(株式会社イビソク 3 名)(菅原係長・小田島学芸員)

プラネタリウム夜間投影(15 名)。

5月5日(水)神岩チャシ跡測量調査にかかる打合せ(株式会社イビソク)。

5月9日(日)明治大学今泉氏来館。

5月 12 日(水)尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財試掘調査(菅原係長・小田島学芸員)

5月 13 日(木)神岩チャシ跡測量調査に係る現地確認(小田島学芸員)。

アッケシソウ試験栽培にかかる協議(菅原係長)。

5月 14 日(金)社会教育委員会議出席(三浦館長)

プラネタリウム夜間投影(7名)。

5月 15 日(土)こどもクラブ第1回。

5月 16 日(日)プラネタリウム夏番組収録(髙橋事務補助員)。

5月 18 日(火)地域づくり総合交付金にかかる出張(釧路総合振興局)(菅原係長)。

5月 20 日(木)町民ギャラリー写真借用(厚岸小学校)(三浦館長・菅原係長)。

5月 21 日(金)株式会社ぎょうせい来館。

5月 28 日(金)史跡国泰寺跡側溝清掃(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)

5月 29 日(土)ぷらっと21施設見学(15名)。

6月1日(火)翔洋高校インターンシップに係る事前打ち合わせ(三浦館長・土肥主事)。

ふるさと友の会監査(菅原係長・小田島学芸員)

6月2日(水)観光パンフレット制作委託業務コンペティション選定委員会(菅原係長)。

尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財所在調査(菅原係長・小田島学芸員)

6月3日(木)尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財所在調査(菅原係長・小田島学芸員)

6月4日(金)釧路市立博物館石川館長補佐来館。

6月8日(火)観光 PR 動画にかかる会議(菅原係長)

6月9日(水)地域担当職員業務(塚田主事)

6月 10 日(木)がんばろう厚岸応援券袋詰め作業(塚田主事)。

6月 11 日(金)厚岸かぐらの衣装に係る打ち合わせ(厚岸かぐら同好会長)(菅原係長・小田島学芸員)

6月 15 日(火)アッケシソウ試験栽培地造成工事にかかる事前協議(菅原係長)。

第1回竪穴群調査懇談会出席(小田島学芸員)。

6月 17 日(木)ネイパル厚岸施設運営委員会出席(三浦館長)。

6月 18 日(金)大黒島取材にかかる事前協議(NHK 釧路放送局)(菅原係長・小田島学芸員)。

6月 19 日(土)町民ギャラリー開催(～7 月 18 日迄)。

放課後デイサービス空音(17 名)来館。

6月 22 日(火)新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)

6月 23 日(水)翔洋高校企業実習。

新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)。

大黒島中継(NHK 釧路放送局)(小田島学芸員)。

6月 24 日(木)翔洋高校企業実習。

新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)。

6月 25 日(金)翔洋高校企業実習。

中標津町立丸山小学校5年生(68 名)来館。

釧路太田農業協同組合来館(三浦館長・土肥主事)。

6月 29 日(火)町史事前打ち合わせ(三浦館長・菅原係長)。

寄贈資料(丹波氏宅)(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

6月 30 日(水)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。

7月1日(木)床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。

7月2日(金)史跡国泰寺跡排水処理に係る打ち合わせ(環境コンサルタント)(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

7月3日(土)取材対応(aqua)(菅原係長)。

7月6日(火)観光パンフレット作成にかかる打ち合わせ(株式会社スタッフ)(菅原係長)。

7月8日(木)釧路養護学校中学部(27 名)見学。

蝦夷三官寺みらいネットワーク総会(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

7月9日(金)接遇研修受講(塚田主事)。

太田農村公園沼生息調査(菅原係長)。

7月 13 日(火)釧路市立愛国小学校5年生(69名)来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)。

7月 14 日(水)釧路市立愛国小学校5年生(67名)来館。

中標津町計根別学園(20名)来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)

北海道博物館大会参加(白老町)(小田島学芸員)。

7月 15 日(木)ワールド航空サービス(13 名)来館。解説(菅原係長)。

北海道博物館大会参加(白老町)(小田島学芸員)。

7 月 16 日(金)標津町立川北小学校5年生来館。

鳥取小学校5年生見学。

プラネタリウム夜間投影。

7 月 18 日(日)こどもクラブ第2回。

7 月 20 日(火)厚岸小学校4年生来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)

標茶町立磯分内小学校5・6年生来館。解説・プラネタリウム投影(小田島学芸員・髙橋事務補助員)

弟子屈町立弟子屈小学校5年生来館。解説・プラネタリウム投影(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

7 月 21 日(水)プラネタリウム夜間投影(21 名)。

7 月 27 日(火)阿寒シルバー大学(30 名)来館。解説(菅原係長)。

史跡国泰寺跡整備計画策定にかかる打合せ(北海道教育委員会赤井氏)(菅原係長)。

7 月 28 日(水)史跡国泰寺跡整備計画策定にかかる打合せ(北海道教育委員会赤井氏)(菅原係長)。

子夢希児童館見学。

岩手県山田町議員視察(三浦館長・菅原係長)

7 月 29 日(木)町史編集専門部会(三浦館長・髙橋事務補助員)。

7 月 31 日(土)北海道ぎょれん(21 名)来館。

パネル展(藤野家)開催(～8 月 29 日迄)。

8 月 4 日(水)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。

太田中職場体験打合せ(三浦館長・髙橋事務補助員)。

アッケシソウ試験栽培地造成工事立会(菅原係長)。

8 月 5 日(木)釧路市生涯学習センター友の会 2020 の会(9名)解説(愛冠岬・国泰寺・正行寺)(菅原係長)。

床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。

8 月 6 日(金)プラネタリウム夜間投影。

8 月 7 日(土)大黒島観察会(菅原係長・小田島学芸員)。

8 月 12 日(木)文化財標柱草刈り(菅原係長・小田島学芸員)。

プラネタリウム秋番組録音(髙橋事務補助員)。

8 月 25 日(水)釧路市立青葉小学校5年生(54 名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

8 月 26 日(木)令和3年度第1回埋蔵文化財文化財担当職員等講習会受講(小田島学芸員)。

9 月1日(木)管理職会議出席(三浦館長)。

海の作品展に係る作品運搬(厚岸小学校)

9 月 2 日(金)海の作品展に係る作品運搬(真龍小学校)

9 月 7 日(火)太田農村公園植生調査(菅原係長)。

9 月 8 日(水)宇宙の日作品運搬(友遊児童館)(塚田主事・小林専門員)。

9 月 9 日(木)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。
北海道立釧路芸術館熊谷学芸員来館(菅原係長・小田島学芸員)。
9 月 10 日(金)床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。
9 月 16 日(木)アッケシソウ試験栽培地視察(三浦館長・菅原係長)。
町史執筆支援講座(三浦館長・髙橋事務補助員)。
9 月 17 日(金)阿寒観光協会(4名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)。
9 月 22 日(水)海の作品展表彰式(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小林専門員)。
10 月 2 日(土)宇宙の日作品展開催(～迄)。
10 月 5 日(火)新規採用職員研修受講(塚田主事)
初級職員研修受講(小田島学芸員・土肥主事)。
10 月 6 日(水)新規採用職員研修受講(塚田主事)
初級職員研修受講(小田島学芸員・土肥主事)。
10 月 7 日(木)別海町立上風連中学校1年生(8名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
10 月 8 日(金)根室市立落石中学校2年生(10 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・髙橋事務補助員)。
10 月 12 日(火)アッケシソウ試験栽培地造成に係る検定(菅原係長)。
10 月 13 日(水)取材対応(NHK 釧路放送局)(小田島学芸員)。
アイヌ関連施設バーチャルガイド打合せ(三浦館長・菅原係長)。
10 月 14 日(木)真龍中学校2年生(2名)職場体験。
釧路市立美原小学校5年生(52 名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
標津中学校2年生(32 名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
厚岸中学校1年生(25 名)見学。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
10 月 15 日(金)真龍中学校2年生(2名)職場体験。
正行寺で古文書搬入の立会い(大谷大学)(菅原係長)。
プラネタリウム夜間投影。
10 月 19 日(火)太田中学校2年生(2名)職場体験。
10 月 20 日(水)太田中学校2年生(2名)職場体験。
蝦夷三官寺みらいネットワーク会議(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。
10 月 21 日(木)真龍中学校3年生(2名)職場体験。
釧路市立光陽小学校5年生来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
中標津町立東小学校5年生来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補

助員)。

プラネタリウム保守点検。

10 月 22 日(金)真龍中学校3年生(2名)職場体験。

10 月 26 日(火)釧路市立鳥取小学校5年生(87 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

根室市立光洋中学校2年生(105 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

10 月 29 日(金)プラネタリウム夜間投影。

10 月 30 日(土)こどもクラブ(歴史探訪)。

JR 北海道(29 名)。プラネタリウム(小田島学芸員)。

10 月 31 日(日)シィービーツアーズ(20 名)来館。解説(菅原係長)。

11 月 2 日(火)町内チャシ調査(国立アイヌ民族博物館藪中氏・鈴木氏・大江氏)(小田島学芸員)。

根室市立落石小学校5年生(14 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・髙橋事務補助員)。

11 月 3 日(水)町内チャシ調査(国立アイヌ民族博物館藪中氏・鈴木氏・大江氏)(小田島学芸員)。

アッケシソウ分布確認(浜中町)(三浦館長・菅原係長)。

11 月 5 日(金)太田小学校4年生(6名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

別海町立中春別小学校5年生(17 名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

北海道デジタルミュージアム参加説明会参加(三浦館長)。

11 月 9 日(火)文化財行政講座受講(小田島学芸員)。

令和4年度予算編成執行方針説明会参加(菅原係長・塚田主事)。

町史聞き取り調査(三浦館長・髙橋事務補助員)。

11 月 10 日(水)文化財行政講座受講(小田島学芸員)。

第2回社会教育委員会議(三浦館長)。

ほしぞら教室。

11 月 12 日(金)埋蔵文化財担当職員研修会参加(江別市)(小田島学芸員)。

プラネタリウム夜間投影。

11 月 16 日(火)太田村営軌道現地調査(釧路市立博物館石川館長補佐)(菅原係長)。

11 月 17 日(水)防火訓練。

厚岸町さくら幼稚園(26 名)来館。プラネタリウム(髙橋事務補助員)。

厚岸かぐら指導に係る打合せ(真龍小学校)(菅原係長・小田島学芸員)。

11 月 18 日(木)町史執筆支援講座(三浦館長・髙橋事務補助員)。

11 月 19 日(金)天体観望会(悪天候のためプラネタリウム投影)(土肥主事・髙橋事務補助員)。

11 月 20 日(土)古文書教室(熊﨑元学芸員)(菅原係長・小田島学芸員)。

11 月 21 日(日)プラネタリウム冬番組録音(髙橋事務補助員)。

11 月 23 日(火)熟睡プラネタリウム(三浦館長・土肥主事・塚田主事・髙橋事務補助員)。
11 月 25 日(水)学習投影打合せ(太田小学校)(髙橋事務補助員)。
尾幌・糸魚沢道路に係る打合せ(菅原係長・小田島学芸員)。
11 月 26 日(木)太田小学校(2名)来館。学習投影(髙橋事務補助員)。
プラネタリウム夜間投影。
11 月 30 日(火)科学館長会議(三浦館長)。
12 月 1 日(水)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館井内主幹・熊谷学芸員)(小田島学芸員)。
12 月 7 日(火)地域づくり総合交付金現場視察(菅原係長・小田島学芸員)。
北海道中小企業同友会主催による講演(厚岸味覚ターミナルコンキリエ)(菅原係長)。
12 月 8 日(水)厚岸小学校4年生出前授業(厚岸小学校)(小田島学芸員)。
厚岸かぐら指導事前打ち合わせ(菅原係長・小田島学芸員)。
12 月 10 日(木)オーロラダンス上映会(授業・一般)。
12 月 11 日(金)オーロラダンス上映会(一般)。
12 月 14 日(火)阿寒観光協会(4名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)
真龍小学校4年生授業対応(真龍小学校、厚岸かぐら同好会会長)(菅原係長)。
町民検討会議(菅原係長)。
北海道青少年科学館連絡協議会職員研修会参加(三浦館長・塚田主事)。
12 月 15 日(水)厚岸小学校4年生厚岸かぐら学習(厚岸小学校)(菅原係長・小田島学芸員)。
12 月 17 日(金)プラネタリウム夜間投影。
12 月 21 日(火)厚岸小学校4年生(21 名)来館。学習投影(髙橋事務補助員)。
12 月 23 日(木)資料調査にかかる対応(菅原係長)。
12 月 24 日(金)定例教育委員会議出席(三浦館長)。
12 月 28 日(火)プラネタリウム夜間投影。
12 月 30 日(木)友遊児童館(11 名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)。
1 月 5 日(水)成人式にて厚岸かぐら披露における支援(真龍小学校)(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。
1 月 6 日(木)尾幌・糸魚沢道路に係る試掘調査箇所確認(北海道教育委員会内田氏)(小田島学芸員)。
にこにこひろば「といろ」(13 名)来館。プラネタリウム投影(菅原係長)。
1 月 13 日(木)蝦夷三官寺みらいネットワーク会議(菅原係長・小田島学芸員)。
こどもクラブ(レーシングカー)(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小田島学芸員)。
1 月 14 日(金)わくわく科学実験教室(レーシングカー)(三浦館長・土肥主事・小田島学芸員)。
プラネタリウム夜間投影。
1 月 16 日(日)津波注意報発令のため臨時休館。
1 月 20 日(木)厚岸かぐら同好会取材対応(厚岸かぐら同好会5名)(菅原係長・小田島学芸員)。
1 月 21 日(金)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館熊谷学芸員)(小田島学芸員)

プラネタリウム夜間投影。

1 月 27 日(木)定例教育委員会議出席(三浦館長)。

1 月 28 日(金)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(小田島学芸員)。

1 月 29 日(土)メガスター投影(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小林専門員・髙橋事務補助員)。

2 月 1 日(火)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(小田島学芸員)。

2 月 4 日(金)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(菅原係長)。

2 月 8 日(火)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(三浦館長・菅原係長)。

総合教育会議(三浦館長)。

2 月 9 日(水)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(菅原係長)。

2 月 15 日(火)プラネタリウム春番組録音(髙橋事務補助員)。

2 月 18 日(金)太田小学校3年生(6 名)来館。

定例教育委員会出席(三浦館長)。

プラネタリウム夜間投影。

2 月 23 日(水)古文書教室(三浦館長・菅原係長)。

2 月 25 日(金)史跡国泰寺跡整備検討委員会に係る打ち合わせ(三浦館長・菅原係長)。

プラネタリウム夜間投影。

3 月 3 日(木)厚静小学校横遺跡現地確認(北海道教育委員会内田氏)(菅原係長・小田島学芸員)。

3 月 4 日(金)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館熊谷学芸員)(小田島学芸員)。

3 月 5 日(土)こどもクラブ(バスボム作り)。

3 月 11 日(金)プラネタリウム夜間投影。

3 月 15 日(火)アイヌ遺骨に係る協議(厚岸アイヌ協会会長小松氏)(三浦館長・菅原係長)。

3 月17日(木)第4回アイヌ遺骨関係博物館等意見交流会出席(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

3 月 18 日(金)放課後デイサービス「すてらきっず」(12 名)来館。プラネタリウム(髙橋事務補助員)。

3 月 19 日(土)学芸員の歴史教室(小田島学芸員)。

15:00 から暴風雪警報のため臨時休館。

3 月 24 日(木)プラネタリウム夜間投影。

3 月 25 日(金)史跡国泰寺跡整備検討委員会(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

3 月 30 日(水)JR 糸魚沢駅関係資料受領(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

古代集落遺跡群保存活用協議会議出席(菅原係長・小田島学芸員)。

郷土館・太田屯田開拓記念館

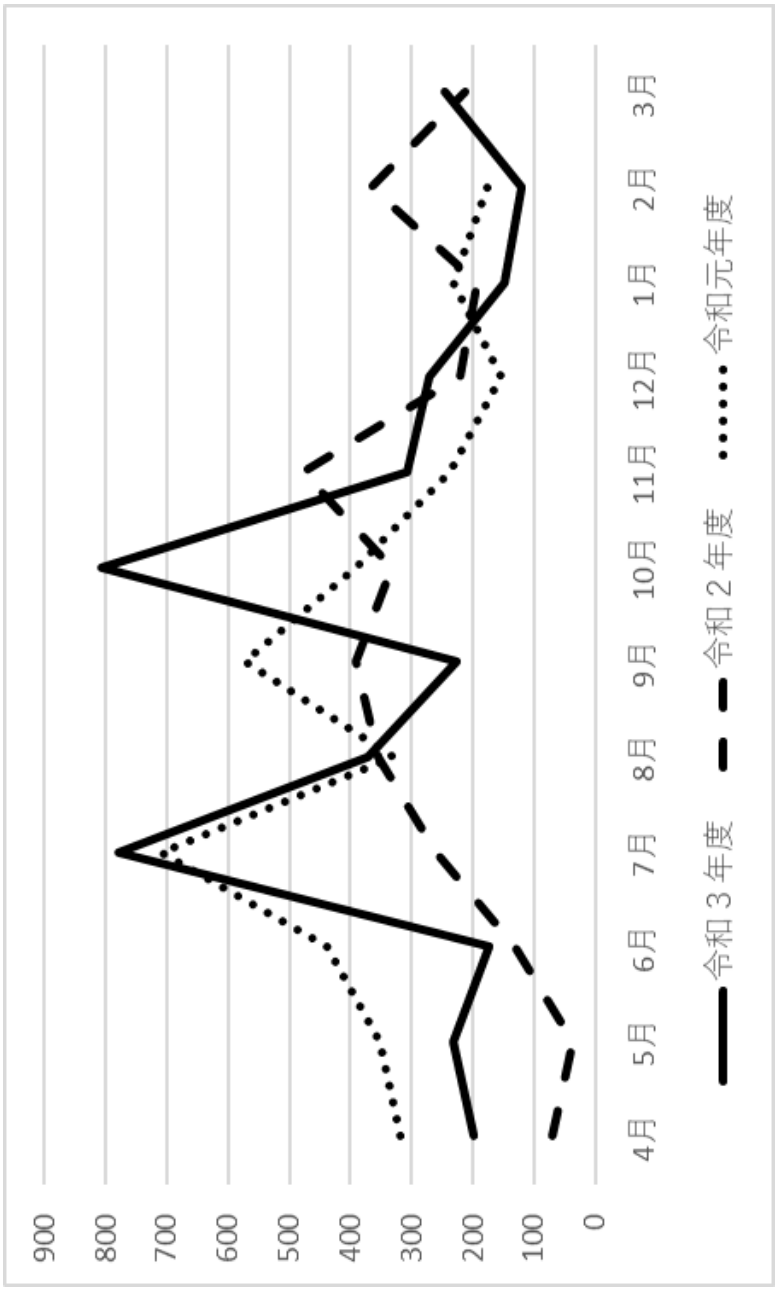
4月 16 日(土)【郷土館・太田】開館
4月 20 日(火)【郷土館】アッケシソウ栽培地種まき作業。
6月9日(水)【郷土館】草刈り作業
6月 18 日(金)【太田】太田小学校(10 名)来館。解説(小田島学芸員)
6月 24 日(木)【郷土館・太田】厚岸翔洋高校職場体験(2名)来館。
7月 10 日(金)【郷土館・太田】釧路学教養講座(20 名)来館。解説(小田島学芸員)。
7月 15 日(木)【郷土館】株式会社ワールド航空サービス(12 名)解説(菅原学芸員)。
7月 27 日(火)【郷土館】阿寒シルバー大学(30 名)来館。解説(菅原学芸員)。
8月 25 日(水)【郷土館】釧路市立青葉小学校(23 名)来館。解説(小田島学芸員)。
10 月 8 日(金)【郷土館】アッケシソウ種子採取(菅原係長・小田島学芸員)。
10 月 15日(金) 【郷土館・太田】真龍中学校2年生職場体験(2名)来館。
10 月 19 日(火)【郷土館・太田】太田中学校2年生職場体験(2名)来館。
10 月 21 日(木)【郷土館・太田】厚岸町生きがい大学(16 名)来館。
10 月 22 日(金)【郷土館・太田】真龍中学校3年生職場体験(2名)来館。
10 月 30 日(土)【郷土館】海事記念館子どもクラブ(4名)来館。解説(小田島学芸員)。
10 月 31 日(日)シィービーツアーズ(21 名)来館。解説(菅原学芸員)。
11 月 11 日(木)【太田】真龍小学校4年生(53 名)来館。解説(小田島学芸員)。
11 月 16 日(火)～ 【郷土館・太田】冬季閉館

Ⅵ.博物館の利用状況

博物館入館者の推移

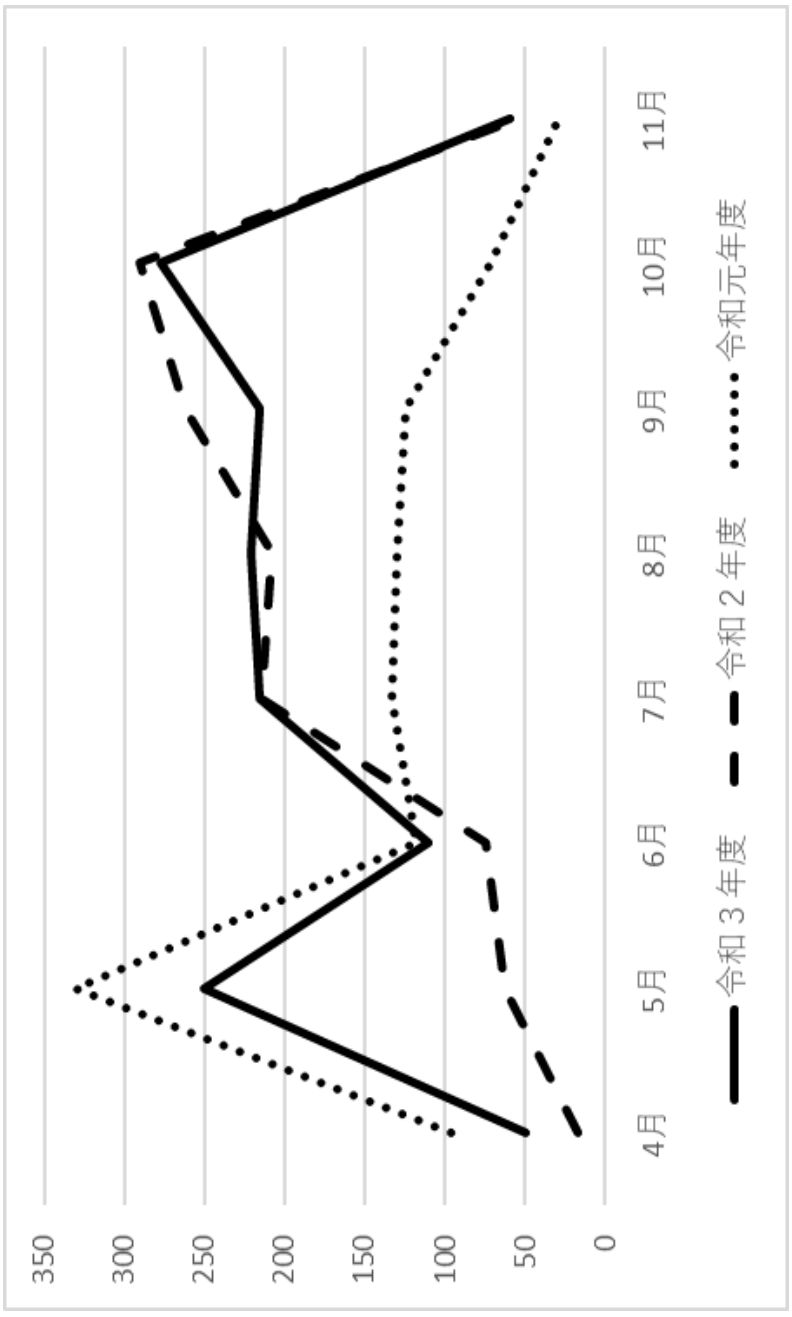
(1).海事記念館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和３年度	200	232	174	780	373	226	806	307	271	149	121	247	3886
令和２年度	71	38	132	261	354	391	334	477	222	192	365	212	3049
令和元年度	319	351	439	709	331	574	392	238	153	233	177		3916



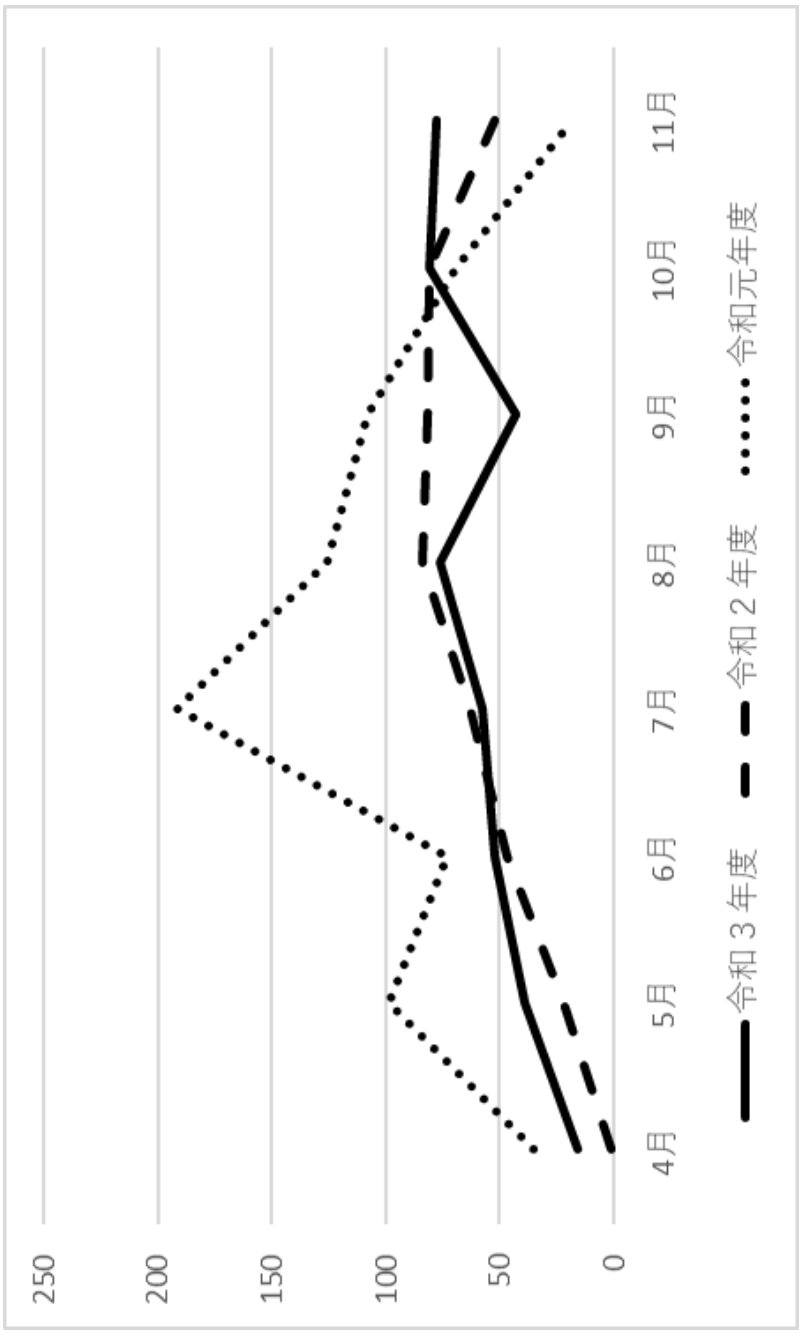
(2).郷土館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和３年度	49	250	110	216	221	215	277	59					1397
令和２年度	17	62	74	214	208	262	290	54					1181
令和元年度	96	331	118	133	130	124	71	29					1032



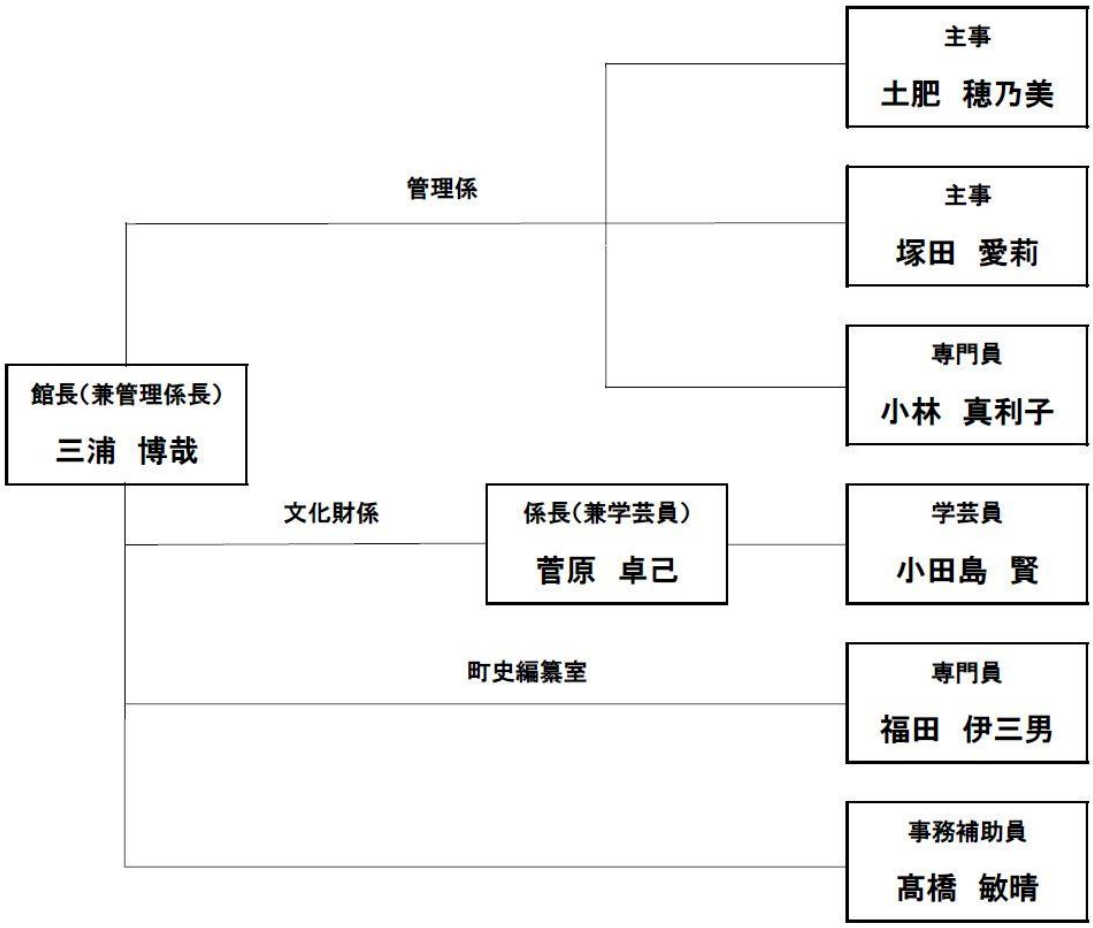
(3)太田屯田開拓記念館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和３年度	16	39	52	58	76	43	81	78					443
令和２年度	1	22	47	63	84	82	81	52					432
令和元年度	35	99	73	192	126	108	69	18					720

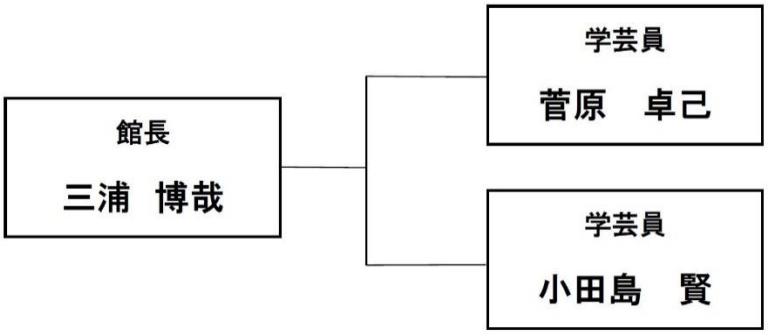


Ⅶ.博物館の組織

海事記念館組織図



郷土館･太田屯田開拓記念館組織図



2021年4月24日　釧路新聞

案内パンフリニューアル

厚岸町海事記念館　自然、歴史スポット紹介

【厚岸】町海事記念館は今年度、案内パンフレットをリニューアルした。パンフレットはA3判両面カラーで、冊子状に折りたたむと携行にも便利な手のひらサイズになる。町のキャラクター「うみえもん」や同館のキャラクター「かいじくん」などをあしらい、親しみやすいデザインになっている。

パンフレットでは、国指定天然記念物の大黒島海鳥繁殖地や国指定史跡で北海道遺産にも登録されている国泰寺跡、国指定重要文化財の正行寺本堂といった町を代表する自然や歴史スポットと併せて同館と郷土館、太田屯田開拓記念館を紹介している。

各項目には2次元バーコードの音声コード「ユニボイス」を添付し、専用アプリをインストールして読み込むと、日本語または英語で解説文を読んだり音声ガイドを聞くことができる。

町内のガイドマップや指定文化財一覧、厚岸までの交通アクセスなども掲載している。同館では「気軽に手に取り、厚岸の歴史や文化に触れてほしい」と話している。パンフレットは同館や町役場、公共施設などで配布している。

（河辺由記子）



リニューアルした海事記念館のパンフレット

マイクロプラスチックの調査や研究について紹介するパネル展



海洋プラごみ汚染に警鐘

厚岸・海事記念館でパネル展

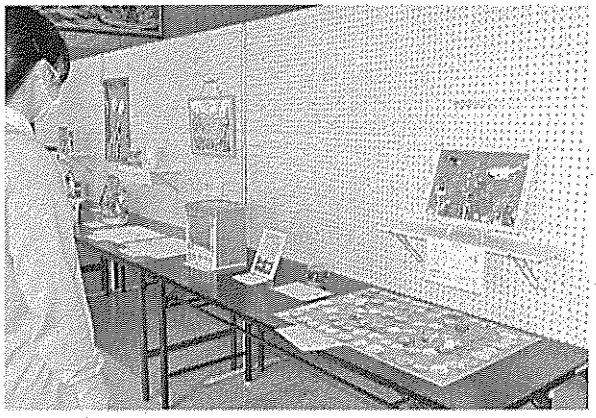
【厚岸】海事記念館は4日から、2階展示室で海洋科学探査船「タラ号」のマイクロプラスチック汚染問題がテーマのパネル展を開いている。タラ号は世界中の海を航海し調査しているフランス船で、海中のプラスチックごみをはじめ気候変動やサンゴ礁、海洋生物などの調査研究を手掛けている。

プラスチックは年間、800万㌧が海洋に投棄されている。これまでの研究から、世界の海には浮遊物が集中する五つの環流があり、太平洋にあるプラスチックのごみの渦は日本の面積の8倍以上になるという。

会場では同船の活動を14枚のパネルで紹介し、同船の塗り絵も配布している。10月3日まで。観覧無料。時間は午前9時から午後5時まで。月曜休館。20日は開館、21、24日は休館。問い合わせは同館0153（52）4040へ。

（河辺由記子）

個性あふれるさまざまな作品が並ぶ会場



海テーマ 絵や工作

厚岸 3小児童の124点

【厚岸】町海事記念館は26日まで、1階ホールで「海の作品展」を開いている。

同展は、海に親しんでほしいと毎年開催しているもので、町内3小学校の児童が、夏休みに制作した海にまつわる作品124点を展示する。最優秀賞は真龍小3年の米澤愛瑠さんが受賞。教育長賞は同3年の薩田晴太さん、優秀賞は真龍小2年の櫛引颯都さん、厚岸小4年の中屋詩菜さん、同6年の奥泉奏太さんが選ばれた。

会場には、カキやアワビ、ホタテなどの貝殻を使ったモビールやすごろく、キャンドルをはじめ、船の模型やゲームなどの工作、魚拓や絵画、サケの生態をまとめた自由研究など工夫を凝らした力作が並ぶ。22日には表彰式が行われる。

開館時間は午前9時から午後5時まで。21、24日は休館。観覧無料。

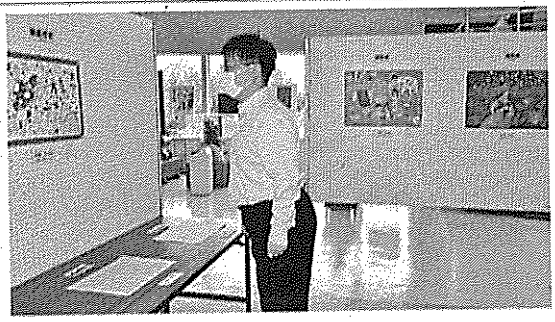
（河辺由記子）

宇宙飛行士テーマに夢描く

厚岸町海事記念館　作文・絵画作品展

【厚岸】町海事記念館は31日まで、「宇宙の日」作文・絵画コンテスト作品展を開いている。9月12日の「宇宙の日」の記念行事の一環で、宇宙航空研究開発機構（JAXA）などが全国の小中学生を対象に作文と絵画の2部門で実施している。今年のテーマは「もしも自分が宇宙飛行士になったら」。

町内から絵画37点、作文16点が寄せられ、最優秀賞は、絵画の部が真龍小4年の前畑ななせさん、作文の部が厚岸小2年の山名田陽さんが選ばれた。2人の作品は、町代表として全国の応募科学館などで選ばれた最優秀賞作品と合わせて審査される。開館時間は午前9時～午後5時。月曜休館。観覧無料。（河辺由記子）



力作が並ぶ会場

Ⅸ.条例、教育委員会規則

〇厚岸町海事記念館条例

平成 13 年 10 月1日

条例第 41 号

厚岸町海事記念館条例(昭和 63 年厚岸町条例第 9 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条　歴史、民俗、産業(特に海事に関するもの)、科学教育等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のしたに一般公衆の利用に供し、海事、科学教育知識の普及を図り、もって学術及び文化の発展に寄与するため、博物館報(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき、厚岸町海事記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　厚岸町海事記念館

位置　厚岸町真栄 3 丁目 4 番地

(事業)

第 3 条　記念館は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う

(1)　開示及び科学教育に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真、フィルム等の資料(以下「記念館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。

(2)　一般公衆に対して、記念館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

(3)　記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

(4)　記念館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

(5)　記念館資料に関する案内所、解説書等を作成し、及び頒布すること。

(6)　記念館資料に関する講習会、映写会、展覧会、研究会等を開くこと。

(7)　プラネタリウムによる天文知識の普及を図ること。

(8)　厚岸町に存する文化財の保護、調査及び研究を行うこと。

(9)　他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。

(10)　学校、情報館、公民館等の教育又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(11)　その他記念館として必要と認める事業を行うこと。

(職員)

第 4 条　記念館に、館長、その他必要な職員を置く。

(海事記念館協議会)

第 5 条　法第 20 条の規定に基づき、厚岸町海事記念館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

3　委員の定数は、10 人とし、その任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（入館の制限）

第 6 条　次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 記念館の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。

（3） 管理運営上支障があると認められるとき。

（賠償責任）

第 7 条　記念館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 8 条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成 13 年 10 月1日から施行する。

附則（平成 14 年 3 月 15 日条例第 9 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年 9 月 25 日条例第 27 号）

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 16 年 3 月 18 日条例第 12 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 9 月 26 日条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 12 日条例第 13 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 35 号）

この条例は平成 26 年 4 月1日から施行する。

附則（令和元年 6 月 28 日条例第 27 号抄）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 16 日条例第 43 号）

この条例は、令和2年 4 月 1 日から施行する。

〇厚岸町海事記念館処務規程

平成 14 年 9 月 30 日

教育委員会訓令第 13 号

厚岸町海事記念館職員の服務及び分掌規程(平成 13 年厚岸町教育委員会訓令第 6 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条　厚岸町海事記念館(以下「記念館」という。)の処務については、この規程の定めるところによる。

(分掌)

第 2 条　記念館の係は、次の事務を分掌する。

(1)　管理係

ア　海事及び科学教育に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フイルム等の資料(以下「記念館資料」という。)の収集、整理、保管、調査研究及び展示に関すること。

イ　記念館の維持管理及び運営に関すること。

ウ　講習会、映写会、展覧会、研究会等の開催に関すること。

エ　プラネタリウムによる天文知識の普及に関すること。

オ　記念館の庶務に関すること。

カ　海事、科学教育知識の普及に関すること。

キ　博物館の登録等に関すること。

ク　町史の編集に関すること。

ケ　他係の主管に属さないこと。

(2)　文化財係

ア　厚岸町文化財専門委員会に関すること。

イ　指定文化財の保護管理に関すること。

ウ　所定文化財の保護管理に関すること。

エ　未指定文化財の調査に関すること。

オ　文化財保護に関する資料の収集、頒布に関すること。

カ　文化財保護団体の育成に関すること。

キ　その他文化財に関すること。

(職務)

第 3 条　館長は、教育長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2　学芸員は、記念館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を掌る。

3　主幹は、上司の命を受け、記念館に属する特定の事務を処理する。

4　係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

5　主査及び主任は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

（代決）
第 4 条　館長に事故あるときは、教育長が指定する上席の職員が館務を代決する。
（職員の勤務時間等）
第 5 条　職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日（以下「勤務時間等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。
（勤務時間等の変更）
第 6 条　館長は、特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、勤務時間等を臨時に変更し、又は時間外に勤務を命ずることができる。
（事故報告）
第 7 条　館長は、記念館に重大な事故が生じたときは、直ちに教育長に報告し、指示を受けなければならない。
（定期報告）
第 8 条　館長は、記念館の利用状況等必要な事項を毎翌月の 5 日までに、別記様式により教育長に報告しなければならない。
（簿冊の整備）
第 9 条　記念館に、別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、これを整備しなければならない。
（1）展示資料の関する帳簿
（2）館務日誌
（3）沿革誌
（その他）
第 10 条　この規程に定めるもののほか、記念館の処務については、厚岸町教育委員会事務局処務規則（平成 14 年厚岸町教育委員会規則第 8 号）の定めるところによる。
附　則
この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
附　則（平成 19 年 3 月 22 日教委訓令第 2 号）
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 19 年 3 月 30 日教委訓令第 4 号）
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 20 年 2 月 18 日教委訓令第 1 号）
この訓令は、平成 20 年 2 月 18 日から施行する。
附　則（平成 22 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号）
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和元年 12 月 25 日教委訓令第 13 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 3 年 3 月 26 日教委訓令第 5 号）
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 9 月 27 日教委訓令第 5 号)

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

〇厚岸町郷土館条例

平成 13 年 10 月1日

条例第 40 号

厚岸町郷土館条例(昭和 42 年厚岸町条例第6号)の全部を改正する。

(設置)

第1条　郷土の歴史に関する資料を収集、保管及び展示して一般の利用に供し、もって学術及び文化の発展に寄与するため、厚岸町郷土館(以下「郷土館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条　郷土館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　厚岸町郷土館

位置　厚岸町湾月1丁目2番地

(事業)

第3条　郷土館は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

(1) 歴史資料を収集、保管及び展示すること。

(2) 講習会、講演会、資料展示会等を開催すること。

(3) 資料の調査研究を行うこと。

(4) その他厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたもの

(職員)

第4条　郷土館に、館長、その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第5条　郷土館の円滑な運営を図るため、厚岸町郷土館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 10 名とし、教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　教育委員会は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

(入館の制限)

第6条　次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 郷土館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(賠償責任)

第7条　郷土館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第8条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年 10 月1日から施行する。

附　則（平成 14 年3月 15 日条例第9号）

この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

附　則（平成 16 年3月 18 日条例第 12 号）

この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。

附　則（平成 21 年6月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 21 年7月 13 日から施行する。

附　則（令和元年6月 28 日条例第 27 号抄）

この条例は、令和元年 10 月1日から施行する。

附　則（令和元年 12 月 16 日条例第 43 号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

〇厚岸町郷土館条例施行規則

平成 13 年 10 月1日

教育委員会規則第5号

厚岸町郷土館条例施行規則(昭和 42 年厚岸町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この規則は、厚岸町郷土館条例(平成 13 年厚岸町条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館期間、開館時間及び休館日)

第2条　厚岸町郷土館(以下「郷土館」という。)の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 開館期間　4月 16 日から 11 月 15 日まで

(2) 開館時間　午前9時から午後4時まで

(3) 休館日

ア 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)に当たる日を除く。)

イ 国民の祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(職員)

第3条　郷土館に館長のほか、学芸員及び管理人を置く。

(分掌)

第4条　郷土館の職員は、次の事務を分掌する。

(1) 施設設備の管理保全に関すること。

(2) 歴史資料の収集、保管及び展示に関すること。

(3) 講習会、講演会及び資料展示会等の開催に関すること。

(4) 歴史資料の調査研究に関すること。

(5) 歴史に関する知識の普及に関すること。

(6) その他管理運営に関すること。

(職務)

第5条　館長は、上司の命を受け、郷土館を管理し、所属職員を指揮監督する。

2　学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、保管、展示、調査研究その他専門的事項に関する館務に従事する。

3　管理人は、上司の命を受け、館務に従事する。

(勤務時間及び服務等)

第6条　職員の勤務時間、休憩時間、週休日、休日、休暇等(以下「勤務時間等」という。)、服務及び分限並びに給与等に関する必要な事項は、厚岸町の諸規定の例による。

2　定数外職員の勤務時間等は、別表に掲げるとおりとし、その他の勤務条件に関しては、厚岸町の諸規定の例による。

（運営審議会）
第7条　厚岸町郷土館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、厚岸町海事記念館協議会の委員をもって充て、必要に応じて教育委員会が招集し、次の事項を審議する。
(1) 郷土館の利用計画に関すること。
(2) 郷土館の管理に関すること。
(3) その他目的達成に必要なこと。
2　審議会に会長を置き、厚岸町海事記念館協議会の会長をもって充てる。
3　会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
4　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（入館者遵守事項）
第8条　入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
(2) 表示以外の陳列品に手を触れないこと。
(3) その他職員の指示に従うこと。
（定期報告）
第9条　館長は、郷土館の利用状況を別記様式により、毎翌月5日まで教育委員会に報告しなければならない。
（簿冊の整備）
第 10 条　郷土館に別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、その都度これを整備しなければならない。
(1) 展示資料に関する帳簿
(2) 館務日誌
(3) 沿革誌
（委任）
第 11 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附　則
この規則は、平成 13 年 10 月1日から施行する。
附　則（平成 14 年2月 25 日教委規則第2号）
この規則は、平成 14 年4月1日から施行する。
附　則（平成 14 年5月 28 日教委規則第 12 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年5月1日から適用する。
附　則（平成 16 年3月 10 日教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 16 年3月 10 日教委規則第4号）

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。
附　則（平成 18 年3月 30 日教委規則第3号）
この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。
附　則（平成 19 年2月8日教委規則第1号）
この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。
附　則（平成 19 年3月 26 日教委規則第2号）
この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。
附　則（平成 20 年2月 26 日教委規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年3月 12 日教委規則第3号）
この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。
附　則（平成 26 年5月 29 日教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年4月1日から適用する。
附　則（令和元年 12 月 25 日教委規則第3号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
別表（第6条関係）
勤務時間 午前8時 30 分から午後5時 15 分までとする。
休憩時間 正午から1時間とする。
週休日　月曜日
休日　　(1) 国民の祝日の翌日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）
(2) 11 月 16 日から翌年4月 15 日まで

〇厚岸町太田屯田開拓記念館条例

平成 13 年 10 月1日

条例第 42 号

厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成3年厚岸町条例第 11 号）の全部を改正する。

（設置）

第1条　屯田及び開拓の歴史に関する資料を収集、保管及び展示して一般の利用に供し、もって学術及び文化の発展に寄与するため、厚岸町太田屯田開拓記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　厚岸町太田屯田開拓記念館

位置　厚岸町太田5の通り 23 番地1

（事業）

第3条　記念館は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

(1) 屯田及び開拓に関する資料の収集、保管及び展示すること。

(2) 講習会、講演会、資料展示会等を開催すること。

(3) 資料の調査研究を行うこと。

(4) その他厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたもの

（職員）

第4条　記念館に、館長、その他必要な職員を置く。

（運営審議会）

第5条　記念館の円滑な運営を図るため、厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は 10 名とし、教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　教育委員会は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

（入館の制限）

第6条　次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 記念館の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

（賠償責任）

第7条　記念館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第8条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年 10 月1日から施行する。

附　則(平成 14 年3月 15 日条例第9号)

この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

附　則(平成 16 年3月 18 日条例第 12 号)

この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。

附　則(令和元年6月 28 日条例第 27 号抄)

この条例は、令和元年 10 月1日から施行する。

附　則(令和元年 12 月 16 日条例第 43 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

〇厚岸町太田屯田開拓記念館条例施行規則

平成 13 年 10 月1日
教育委員会規則第7号

厚岸町太田屯田開拓記念館条例施行規則（平成3年厚岸町教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成 13 年厚岸町条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館期間、開館時間及び休館日）

第2条　厚岸町太田屯田開拓記念館（以下「記念館」という。）の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 開館期間　4月 16 日から 11 月 15 日まで

(2) 開館時間　午前9時から午後4時まで

(3) 休館日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たる日を除く。）

イ 国民の祝日の翌日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）

（職員）

第3条　記念館に館長のほか、学芸員及び管理人を置く。

（分掌）

第4条　記念館の職員は、次の事務を分掌する。

(1) 施設設備の管理保全に関すること。

(2) 屯田及び開拓に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

(3) 講習会、講演会及び資料展示会等の開催に関すること。

(4) 屯田及び開拓の調査研究に関すること。

(5) 屯田及び開拓に関する知識の普及に関すること。

(6) その他管理運営に関すること。

（職務）

第5条　館長は、上司の命を受け、記念館を管理し、所属職員を指揮監督する。

2　学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、保管、展示、調査研究その他専門的事項に関する館務に従事する。

3　管理人は、上司の命を受け、館務に従事する。

（勤務時間及び服務等）

第6条　職員の勤務時間、休憩時間、週休日、休日、休暇等（以下「勤務時間等」という。）、服務及び分限並びに給与等に関する必要な事項は、厚岸町の諸規定の例による。
2　定数外職員の勤務時間等は、別表に掲げるとおりとし、その他の勤務条件に関しては、厚岸町の諸規定の例による。
（運営審議会）
第7条　厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、厚岸町海事記念館協議会の委員をもって充て、必要に応じて教育委員会が招集し、次の事項を審議する。
(1) 記念館の利用計画に関すること。
(2) 記念館の管理に関すること。
(3) その他目的達成に必要なこと。
2　審議会に会長を置き、厚岸町海事記念館協議会の会長をもって充てる。
3　会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
4　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（入館者遵守事項）
第8条　入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
(2) 表示以外の陳列品に手を触れないこと。
(3) その他職員の指示に従うこと。
（定期報告）
第9条　館長は、記念館の利用状況を別記様式により、毎翌月5日まで教育委員会に報告しなければならない。
（簿冊の整備）
第 10 条　記念館に別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、その都度これを整備しなければならない。
(1) 展示資料に関する帳簿
(2) 館務日誌
(3) 沿革誌
（委任）
第 11 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附　則
この規則は、平成 13 年 10 月1日から施行する。
附　則（平成 14 年2月 25 日教委規則第2号）
この規則は、平成 14 年4月1日から施行する。

附　則（平成 14 年5月 28 日教委規則第 12 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年5月1日から適用する。
附　則（平成 16 年3月 10 日教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 16 年3月 10 日教委規則第4号）
この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。
附　則（平成 18 年3月 30 日教委規則第3号）
この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。
附　則（平成 19 年2月8日教委規則第1号）
この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。
附　則（平成 19 年3月 26 日教委規則第2号）
この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。
附　則（平成 20 年2月 26 日教委規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年3月 12 日教委規則第3号）
この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。
附　則（平成 26 年5月 29 日教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年4月1日から適用する。
附　則（令和元年 12 月 25 日教委規則第3号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
別表（第6条関係）
勤務時間 午前8時 30 分から午後5時 15 分までとする。
休憩時間 正午から1時間とする。
週休日　 月曜日
休日　　（1） 国民の祝日の翌日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）
（2） 11 月 16 日から翌年4月 15 日まで

別記様式（第9条関係）

〇厚岸町文化財保護条例

昭和 33 年7月1日
条例第7号

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び北海道文化財保護条例（昭和 30 年 11 月 30 日北海道条例第 83 号。以下「道条例」という。）に基き、その指定を受けた文化財以外で、厚岸町（以下「町」という。）の区域内に存するもののうち、町にとつて重要なものについて保存及び活用のため必要な措置を講じ、文化的遺産のいん滅を防止し、町民の郷土に対する認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例で文化財とは、現に町の区域内に所在する次の各号に掲げるもの（法又は道条例に基き国若しくは道の指定を受けたものを除く。）をいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他有形の文化的所産で、町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（埋蔵文化財を含む。これを「有形文化財」という。）

(2) 芸術、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産で、町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらを「無形文化財」という。）

(3) 在食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びそれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、住民生活の推移の理解のため必要と認められるもの（これを「民族資料」という。）

(4) 貝塚、古墳、旧宅、その他の遺跡で町にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、湖沼、河川、山岳その他の名勝地で厚岸町にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質、鉱物で、町にとつて学術上価値の高いもの（これらを「史跡、名勝、天然記念物」という。）

第2章　調査機関

（設置）

第3条　厚岸町教育委員会（以下「委員会」という。）に附属機関として、文化財専門委員会（以下「文化財委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第4条　文化財委員会は、厚岸町の区域内に存する文化財の蒐集、調査及び研究に関する事務を所掌し、委員会の諮問に応じ、その意見を答申するものとする。

（組織）

第5条　文化財委員会は、若干人の委員をもつて組織する。

2　委員は、委員会が委嘱する。

3　委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（会長）

第6条　文化財委員会に委員を置く。
2　会長は、委員が互選した者をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理し、文化財委員会を代表する。
（費用弁償）
第7条　委員が職務に従事したときは、費用を弁償する。
2　前項による費用弁償の額及び支給方法は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 12 年厚岸町条例第 37 号）の定めるところによる。
第3章　町指定文化財
（指定）
第8条　委員会は、第2条に掲げる文化財のうち町にとつて重要なものを「厚岸町指定文化財」（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。
2　前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定をしようとする文化財の「所有者及び権限に基く占有者」（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。但し、所有者等が判明しない場合を除く。
（指定の解除）
第9条　町指定文化財が次に掲げる各号の一に該当するに至つたときは、委員会は、その指定を解除することができる。
(1) 滅失したとき。
(2) 著しく価値を失つたとき。
(3) 国又は道の指定を受けたとき。
(4) 町の区域外に移つたとき。
(5) その他委員会が必要と認めたとき。
（告示、通知及び指定書の交付）
第 10 条　委員会は、第8条の規定による指定又は前条の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示し、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。
2　委員会は、第8条の規定による指定をしたときは、所有者等に指定書を交付しなければならない。
（所有者等の管理義務）
第 11 条　町指定の文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基いて発する委員の指示、勧告に従い、その所有する町指定文化財を常に良好な状態のもとに保存し、管理するよう努めなければならない。
（管理又は修理に関する指示、勧告）
第 12 条　委員会は、町指定文化財が適当でないため、当該町指定文化財が滅失し、き損し又は盗難のおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し必要な措置を講ずべきことを指示し若しくは勧告することができる。
2　委員会は、町指定文化財がき損している場合において、その保存のため修理を要すると認めるときは、所有者等に対して修理すべきことを指示し又は勧告することができる。

（保存施設及び保存地域の設定）
第 13 条　委員会は、町指定文化財の保存のための必要があると認めるときは、関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。
（許可事項）
第 14 条　町指定文化財の所有者等は、町指定文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
(1) 現状を変更しようとするとき。
(2) 保存の方法を変更しようとするとき。
(3) 町の区域外に移そうとするとき。
（届出事項）
第 15 条　町指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。
(1) 町指定文化財について権限の移動を生じたとき。
(2) 町指定文化財を滅失又はき損したとき。
(3) 町指定文化財の所在地が変更したとき。
(4) 所有者等の氏名、名称及び住所若しくは居所が変更したとき。
(5) その他委員会規則に定める事項に該当したとき。
（公開）
第 16 条　委員会は、町指定文化財等の所有者に対し、委員会の行う公開の用に供するため、町指定文化財の出品の展示を求めることができる。
2　前項の規定又は展示したことに起因して、当該町指定文化財が滅失し又はき損したときは、町は、所有者に対してその損害を補償する。但し、天災又は所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し又はき損したときは、この限りでない。
（経費の負担）
第 17 条　町指定文化財の管理及び修理並びに前条の規定による出品又は展示に要する経費は、所有者等の負担とする。但し、所有者等がその負担に堪えないとき、その他特別の事情があるときは、町は、予算の範囲内でその経費の一部又は全部を補助することができる。
（所有者等変更に伴う権利義務の承継）
第 18 条　町指定文化財の所有者等の変更があつたときは、新所有者等は、当該町指定文化財に関し、この条例並びにこれに基いて発する委員会の指示、勧告その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。
2　前項の場合には旧所有者等は当該町指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。
第4章　雑則
（罰則）

第 19 条　町指定文化財を損壊し、遺棄し又は隠匿した者並びにその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し又は衰亡するにいたらしめた者には、10 万円以下の罰金又は科料を科する。

（委任規定）

第 20 条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成4年3月 26 日条例第 13 号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成 15 年6月 27 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

海事記念館･郷土館･太田屯田開拓記念館活動報告

令和3年度（2021年度）

発　行　日　令和5年（2023年）3月24日

編集・発行 厚岸町海事記念館

〒088－1151

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目4番地

電 話 0153－52－4040

FAX　0153－52－4040